

福祉文教常任委員会協議会会議録	
1 開会日	平成29年11月6日 午前 9時30分 開会 午前11時54分 閉会
2 場 所	第1委員会室
3 出席委員	片野哲生委員長 三澤龍夫副委員長 竹内恵美子委員 吉川重雄委員 奥津勝子委員 玉虫志保実委員 渡辺順子委員 関 威國議長
4 傍聴議員	清田文雄議員 二宮加寿子議員 坂田よう子議員 鈴木京子議員 柴崎 茂議員
5 説明員	中崎町長 栗原副町長 佐野町民福祉部長 森田参事（政策担当） 植地福祉課長 小林副課長兼障がい福祉係長 片野高齢福祉係長 瀬戸子育て支援課長 田中保育園・幼稚園係長 齋藤総務課長
6 職務のため出席した職員	局長 大槻 直行 書記 波多野昭雄
7 協議等の事項	(1) 第七期大磯町高齢者福祉計画・介護保険事業計画（素案）について (2) 第5期障がい福祉計画等（素案）について (3) 在宅医療・介護連携推進事業について (4) 公私連携幼保連携型認定こども園に係る協定の締結について (5) その他
8 その他	一般傍聴 なし

(午前 9時30分) 開会

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は7名全員でございます。それでは、これより福祉文教常任委員会協議会を開会いたします。

お諮りいたします。ただいまのところ一般傍聴の希望はありませんが、希望があった場合にこれを許可いたしたいと思っておりますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 御異議ないものと認めます。

それでは、初めに町側から挨拶をお願いいたします。

○町長【中崎久雄君】 おはようございます。

2本の台風、また文化祭と、大変多忙な10月下旬から11月でありましたが、御協力いただきまして無事終了することができました。ありがとうございます。

本日は、お手元資料にございますが、議題1から4までございます。どうぞ、よろしくをお願いいたします。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 御苦労さまです。

直ちに本日の会議に入ります。

会議次第は、お手元に配付したとおりでございます。

本日は議題が4件ありますので、よろしく申し上げます。

議題(1) 第七期大磯町高齢者福祉計画・介護保険事業計画(素案)について

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 それでは、議題(1)の「第七期大磯町高齢者福祉計画・介護保険事業計画(素案)について」を議題といたします。

送付されております資料に基づき、担当課から説明をお願い申し上げます。はい、どうぞ。

○福祉課長【植地直子君】 おはようございます。福祉課・植地でございます。

それでは、第七期大磯町高齢者福祉計画・介護保険事業計画(素案)について、御説明させていただきます。

今年度が第六期計画の最終年度となっております。平成30年度から次期の計画を作成いたします。

昨年度実施したアンケートをもとに素案がおおむねまとまりましたので、今後パブリックコメントを実施いたします。

説明資料概要版にて御説明させていただきます。

それでは、1ページをごらんください。

1つ目といたしまして、計画策定の趣旨についてでございます。

団塊の世代が全て後期高齢者となる2025年を見据え、地域包括ケアシステムの構築に向けた計画として、第六期計画を進めてまいりました。老人福祉法に基づく高齢者福祉計画と介護保険法に基づく介護保険事業計画から構成されており、3年ごとの見直しを行うこととなっております。地域包括ケアシステムをさらに進めることを目指し、第七期計画を策定いたします。

次に、2点目、介護保険法の改正についてでございます。

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が、平成29年6月に公布され、主に5つの項目が改正されました。

まず、1点目の自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取り組みの推進についてでございます。高齢者の自立支援や介護予防、介護給付費の適正化等の施策及び目標を介護保険事業計画に記載いたします。

次に、2点目の介護医療院の創設についてでございます。主に長期療養のための医療と日常生活上の世話、介護を一体的に提供する施設となります。

3点目、地域共生社会実現に向けた取り組み等の推進についてでございます。国では、我が事・丸ごとの地域福祉の推進の理念として、住民や福祉関係者の連携による課題解決を図ることを目指すことを示した中で、その1つとして高齢者と障がい児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障がい福祉、両方の制度に新たに共生型サービスを位置づけます。

4点目は、一定以上の所得のある利用者の負担割合等の引き上げです。現役世代並みの高い所得のある方の利用者負担割合が3割に引き上げられます。

5点目は、介護納付金への総報酬割の導入です。これは、第2号被保険者の負担分について、保険者の報酬額に比例して負担する仕組みとなります。

2ページ目をごらんください。

3、計画の位置づけについてです。

1つ目として、法令等の根拠は、老人福祉法に基づく老人福祉計画として高齢者福祉計

画、介護保険法に基づく介護保険事業計画となります。

2つ目として、この計画については、町の総合計画や神奈川県の高齢者保健福祉計画、保険医療計画と整合性をとり、また、町の他の個別計画とも調整を図り作成いたします。

4つ目、策定体制についてです。

まず最初に、第七期計画策定に向け、平成28年度にアンケート調査を実施させていただきました。65歳以上の一般高齢者、55歳から64歳までの壮年層、在宅要支援・要介護認定者の合計2,500人に調査をお願いし、回答率については資料に記載のとおりとなっております。

さらに、介護サービス事業所にもアンケート調査を実施させていただきました。

順番前後いたしますが、(4)でお示ししました大磯町高齢者福祉計画策定等委員会を既に3回開催させていただき、保健・福祉・医療の学識経験者、介護保険事業者連絡会、社会福祉協議会、老人クラブ連合会、公募町民などから意見をいただき、素案をおおむねまとめさせていただきました。

これに基づき、今後11月15日から1カ月、パブリックコメントを実施させていただき、さらに広く意見をいただく予定としております。

(3) 地域ケア会議につきましては、大磯町地域包括支援センターが中心となり、高齢者支援について、困難ケースや個別課題について多くの関係機関が集まり、課題解決に向けた意見交換をいただいているもので、そこから見えた課題について提言をいただきましたので、次期計画には掲載をする予定です。

3ページをごらんください。

高齢者の状況についてです。詳細は記載のとおりですが、75歳以上の後期高齢者の増加に伴い、要介護認定率は高くなっていくことが読み取れます。

次に、中段、基本理念です。基本理念につきましては、第三期計画から引き続き、「住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまちづくり」とさせていただいています。

次に、7、基本目標・基本施策です。地域住民と行政などが協働し、高齢者施策、介護、医療などに加え、自助、互助などを組み合わせたまちづくりなど、地域全体で取り組むことが求められており、基本理念と地域包括ケアシステムの実現に向け、4つの基本目標を掲げました。

4ページをごらんください。

第六期計画と第七期計画と、目標と目標ごとの基本施策について比較させていただいて

おります。

第六期の基本目標 1、「健康づくり・介護予防の推進」、基本目標 2、「生きがいくつくりと社会参加」を、第七期では、基本目標 1、「高齢者がいつまでも元気で暮らせるまち」に集約いたしました。基本目標 3につきましては、基本目標 2、「高齢者が安心して暮らせるまち」、基本目標 3、「地域みんなで支え合うまち」に細分化し、基本目標 4、「地域包括ケアシステム」は基本目標 3 に集約しております。基本目標 5 につきましては、そのまま基本目標 4 とさせていただき、内容を細分化させていただきました。

最後に 8、計画の推進体制です。P D C A サイクルに基づき実施をいたします。

計画の進行管理については、高齢者福祉計画策定等委員会でこれまでも実施してまいりましたが、評価、公表等について設定をしてまいります。

概要の説明につきましては以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 御苦労さまです。

これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

奥津委員。

○福祉文教常任委員会委員【奥津勝子君】 おはようございます。

3点についてお伺いいたします。

まず、1 ページの素案の概要版の 1 ページ、ここの 2 の介護保険法の改正、その（2）介護医療院の創設とございます。

この医療院というのが、余り聞きなれない言葉だなと思うんですけども、大学だったら大学院というのがありますよね、その上に。

ここで医療院という、特に療養上の管理とか介護とか、医学的管理、そういうものをもっと深く具体化していく、そういうようなことで院というふうになっているんでしょうか、ちょっとその辺の名称の由来、お願いします。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 どうぞ。

○福祉課長【植地直子君】 福祉課・植地です。

制度の改正となつてございますので、この介護医療院というのは、国のほうでもう示されたものになりますので、申しわけございません、院とつけられたというところの詳細についてというところは、申しわけございません、こちらで確認はしていないところなんですけれども、これまで介護療養型医療施設ということで、具体的に言いますと、以前ですと鶴巻温泉病院なんかそうだったんですが、医療的ケアがやはりどうしても必要度の高

い方で、介護も必要な方ということで使われていたサービスがあるんですけども、そこにつきましては、もう従前から老人保健施設のほうに制度的に移行するというようなことで進んできたんですが、なかなか移行が進まないというところ、それはやはり医療的ケアが必要、かつ介護も必要という方がふえているという状況の中で減っていないというところ、転換が進んでいないというところがありまして、ここで七期に介護医療院として制度を整理されて、長期の医療的ケアが必要な人で、かつ生活上のケア、それこそ入浴、食事、それから排泄のケア、そういったところが必要な方についてを対応していくというようなところで、新しい制度として設けられたというものになります。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 奥津委員。

○福祉文教常任委員会委員【奥津勝子君】 そうしますと、今まで老人医療、老人保健施設のほうになかなか移行できないので、その、できるように細かく作業を進めるという、そんなような理解でいいんでしょうか。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○福祉課長【植地直子君】 福祉課・植地です。お答えいたします。

介護医療院につきましては、徐々に転換を進めていくというような施設の先という形になりますけれども、今現在、神奈川県のアリソン等を受けている中で、療養型の施設のところが医療院にというようなところ、あるいは病院がこの介護医療院にというようなところも検討されているところではあるんですが、まだ数値的にはっきりしたものではないというところと、大磯町内に今のところこういった施設はないというようなところになります。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 よろしいですか。

○福祉文教常任委員会委員【奥津勝子君】 ちょっと待って。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 奥津委員。

○福祉文教常任委員会委員【奥津勝子君】 最初の質問はあれですね、国のほうでこういう言葉で決めたので、内容はともかく、院なんてつけたっていうのは町のほうではわからない、わかりました。

じゃあ、済みません、2点目なんですけれども、ここで11月の15日から12月14日までパブコメをとられたということですが、どんな、いろんな事業を進めるときにパブコメとる

んですけど、それに返ってくるコメントが少ないというのが大磯の現状だと思うんですけど、この場合はどうだったのでしょうか。

いろんなアンケート調査なんかは、大体半分ぐらい回答率があるみたいなんですけど。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 奥津委員、パブリックコメントは11月15日から始まるので、まだ始まってないんで。

○福祉文教常任委員会委員【奥津勝子君】 ごめん、ごめん。そうか、そうか、11月15日から、勘違いしちゃった。30年から32年までのこの第七期をつくるに対して、11月の15日から始めるということね。

これは、でも、いろいろ先ほどの質問にも、最初に戻りますけれども、事業に対してのパブコメとった場合になかなか戻ってこないというのがありますが、この辺の見通しはというふうに考えていますか。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○福祉課長【植地直子君】 福祉課・植地です。

パブリックコメントにつきましては、やはり前期の計画のところでも質問数としては幾つかあったんですが、質問してくださる人数というところになりますと少ないところになります。

こちらとしても、パブリックコメントをしていますというところのPRの部分をどういうふうにしていくかというところかと思うんですけども、正直、計画になりますので、全て見ると相当に難しくてややこしく、一般の方から見ると、見えてしまうところあるかもしれないんですが、御自身あるいは御自身の家族にかかわる部分になりますというところになりますので、介護の事業所なんかも含めた形で、こういったものをこの期間で実施しますというのは、それこそ地域ケア会議の中であつたりとか、計画の策定委員さんなんかを通じて、実施期間中ですということを周知いただくのにも御協力いただけたらなというふうには考えております。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 奥津委員。

○福祉文教常任委員会委員【奥津勝子君】 アンケート調査は65歳以上の方、いろいろなところから2,500名ぐらいの対象ということですけども、このパブコメは対象はどういうふうにしておられるんですか、周知も含めてですけども。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○福祉課長【植地直子君】 福祉課・植地です。

特に年齢ですとか、そういったところは区切りませんで、広報ですとか、ホームページのほうで周知をさせていただきますので、本当に広く御意見いただければなというふうに考えております。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員【奥津勝子君】 わかりました。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 奥津委員。

○福祉文教常任委員会委員【奥津勝子君】 では、ちょっと3点目です。

4ページのほうの六期、七期の項目、基本目標、それに続く具体的な推進内容というのがございますけれども、第六期のほうが基本目標が5項目ですよ、内容は18項目、具体的な推進内容は18項目あります。

第七期のほうが、基本目標が1から4と、基本目標としては数字的には少なくなっております。

第七期は集約的に、その基本目標を集約したということだから、目標が4になるんだなというのはわかりますけれども、21項目に18項目からふえております。ここもふえているんだけれども、具体的な内容はもっと細分化したというふうに先ほどの説明でございました。

第六期のほうの基本目標3の要支援認定者の生活支援とか、要介護認定者の生活支援、この辺がもう全然、第七期のほうには言葉として、まるっきり同じ内容で第七期のほうに移行しているのもあるし、こういうふうになくなっている項目っていうのもあるんですが、ちょっとその辺、どういうふうに分化した、言葉が違うんでしょうけど、推進していく内容は同じだって、それはそうだなっていうふうには理解できるんですけど、その辺もう少しちょっと詳しく教えてください。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○福祉課長【植地直子君】 福祉課・植地です。

議員のほうから、今、お話いただきましたとおり、目標数のほうは絞り込みをさせていただきますして、施策の具体的なところというのを示させていただいております。

全く同じ言葉という形で要支援認定者の生活支援、要介護認定者の生活支援という言葉で、七期のほうでは示しをしていないところなんですけれども、当然に要介護・要支援、受けられている方につきましては、介護保険サービス以外にも、この第六期の計画期間中

に生活支援体制の整備というようなことで、さまざまな形で展開をしてきたところでございます。

それを含めまして、基本目標の3のところ、「地域での見守り体制の充実」であったりとか、「生活支援施策の充実」、ここでまた、今まで認知症の形も少し違う表現の仕方しておりましたけれども、「認知症施策の推進」というようなところで、実際には要支援、それから要介護の方、御本人、それに含めて御家族の方も支援をしていくというところがございますので、こういった形での目標の設定、それから施策の展開というような形で変更をさせていただいております。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 奥津委員。

○福祉文教常任委員会委員【奥津勝子君】 わかりました。

押しなべて、基本理念の「住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまちづくり」を目指して、こういう介護の受ける方たちが一緒になってという、そういうまちづくりをしていこうという、細かい施策を進めていくってということと理解してよろしいですね。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○福祉課長【植地直子君】 福祉課・植地です。お答えいたします。

やはりこの基本理念に基づきまして個々の施策を展開していくことによって、高齢の方も、それから高齢の方を支えていく方も住みなれた地域で暮らしていく、生き生きと暮らしていくということを目指すというような計画で、基本理念のほうをそのまま引き継いだ形でさらに進めるという計画になっております。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員【奥津勝子君】 はい、結構です。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 いいですか。ほかに。

渡辺委員。

○福祉文教常任委員会委員【渡辺順子君】 それでは、まず最初に、先ほど奥津議員が質問されたんですけど、私も介護医療院というのがイメージがよく湧かないので、具体的にもうちょっと詳しく教えていただければと思います。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 わかりやすく具体的にね。はい、どうぞ。

○福祉課長【植地直子君】 福祉課・植地です。

まず、介護保険の施設と言われるところにつきましては、特別養護老人ホーム、特養と

言われる施設、それから老人保健施設、大磯で言うと幸寿苑さんがそうですけれども、その施設、それ以外に介護療養型の医療施設としてだんだんそれは転換が進んできていますので、施設数は減ってきているんですけども、かつての鶴巻温泉病院なんかは医療的ケアが、少し重症度が高いとか、日常的に医療の点滴であったり、そういったところとこのを含めた中で見ていかなければいけないというような方が、介護も受けながら、そういったところに入って行くというような施設が今まで3つございました。

それに次ぐ施設として、介護医療院というところに入ってくるんですけども、やはり長期的な療養がどうしても必要な方、当然その方については生活上の世話というのにも必要になってくるので、それと入浴、それから食事の介護であったり、おむつの交換であったりって部分を介護保険のサービスの中でやっていくというような施設ということで、今、まだ制度が始まっていませんので、ここというところの施設は今のところないんですけども、新しい施設サービスの1つとして展開を進めていくというようなものになります。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 渡辺委員。

○福祉文教常任委員会委員【渡辺順子君】 そうすると、今よりも長期の療養が必要な方に、その介護の部分がふえるので、ちょっといろんなサービスがそこでふえてくるというふうに理解するのかしら。

特別養護老人ホームなんかは、もうそういうものはもう行われているということのように思うんですけど、その辺もちょっと。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○福祉課長【植地直子君】 福祉課・植地です。お答えいたします。

まず、特別養護老人ホームの部分なんですけれども、実際に介護の部分は当然行われております。

医療的なケアの必要な方っていうのが、受けられる人数というのがやはり各施設で限られておまして、喀たん吸引であったりとか、点滴、それから胃ろうなんかが必要な方っていうのが、どうしても特別養護老人ホームでありますと受け入れの人数にある程度限界があります。

そういった方が、今まで療養型の医療施設のほうに入っていたんですけども、それが制度転換をするというようなところがあるということと、医療的ケアがどうしても必要な

方ってというのが医療の技術が進んでいるところ、それから平均寿命も当然延びていますし、そういったところも含めた中で、医療的ケアが必要な人というのがふえている実態の中で、療養型が老人保健施設のほうになかなか転換できないというところもありますので、新たな制度という形になります。

ですので、特別養護老人ホームのほうで、既に胃ろうであったり、点滴であったり、一部対応しておりますが、そこでどうしても対応し切れないような場合についてというところが、それよりもさらに必要な方というイメージですかね、そういう形になっていきます。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 渡辺委員。

○福祉文教常任委員会委員【渡辺順子君】 そうすると、そういう施設を新たにつくるということになるのでしょうか。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○福祉課長【植地直子君】 福祉課・植地です。

今、私たちのほうで説明を受けている中では、まず病院が病床転換をするというのが1つ、スタイルとしてありますということで聞いております。

それから、療養型の医療施設の医療機関のほうで、まだ老人保健施設に転換していないようなところっていう部分も転換される可能性としてはあります。

それを新たに立ち上げるというのは、ちょっとなかなか今のところはお伺いしていないような状況になります。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 渡辺委員。

○福祉文教常任委員会委員【渡辺順子君】 今ある施設をそういうことができるようにだんだん変えていって、サービスとか、いろんなものをふやしていくように転換していくというふうに考えていいですね。

大磯では、今、先ほどそういう施設はありませんと言われましたけど、これからそういうものが何か転換するようなところはないけれど、ほかに、例えば平塚とか大きなところでは、そういうふうに病院なんかを転換させて、そこにそういう方が入っていくというふうに考えていいんですか。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○福祉課長【植地直子君】 福祉課・植地です。お答えいたします。

今、議員おっしゃいましたとおり、近隣、神奈川県内、当然、介護の施設になりますと圏域を越えても行かれる方もいらっしゃいますので、今後、七期の計画の期間の間に変わっていくというようなところの施設はあるかと思います。

ただ、小規模のところというのはなかなか難しいかと思しますので、大磯の中で、今、新たなこの施設ができるというような予定はございません。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 渡辺委員。

○福祉文教常任委員会委員【渡辺順子君】 はい、わかりました。

それでは、2ページなんですけど、このアンケートの調査を実施されたということで、3番目の在宅の要支援・要介護者認定調査というのをされてますね。

それで、さっきちょっと聞き違いかなと思ったんですけど、ここに配布数が1,000人って書いてあって、植地さんの説明で2,500っておっしゃったような気がするんですね、そこはどうだったのでしょうか。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 全体でね。はい、どうぞ。

○福祉課長【植地直子君】 福祉課・植地です。

申しわけございません、説明の仕方がわかりにくかったです。合計で2,500人、一般高齢者が1,000人、壮年層が500人、それから在宅要支援・要介護の方が1,000人というような形で合計2,500人です。済みません。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 渡辺委員。

○福祉文教常任委員会委員【渡辺順子君】 はい、わかりました。

それで、その中の例えば要支援と要介護認定の方が1,000人ということで、これは例えば要支援だと1、2とか、要介護も段階がありますよね。そういう方の段階別の人数というのはわかりますか。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○福祉課長【植地直子君】 福祉課・植地です。

申しわけございません。集約した形での人数把握となってございます。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 渡辺委員。

○福祉文教常任委員会委員【渡辺順子君】 その内容はわからないんです。私たち配られてないですよ、この結果というのは、議会のほう、私なんか、ちょっと28年は福文じゃなかったのだからちょっと記憶がないんですが、アンケートについては議員に配られたんでしょうか。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○福祉課長【植地直子君】 福祉課・植地です。

アンケート調査を行いまして、集計の細かい詳細については、特に情報提供のほうはさせていないところになります。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 渡辺委員。

○福祉文教常任委員会委員【渡辺順子君】 そうすると、先ほど段階的なものはわからなくて、全部集約されているということなんですけれども、このアンケートでやっぱり段階ごとにいろいろ状況が違うし、要望とか、その回答も変わってくるかなと思うんですけど、それはきちんと全部の段階の方にちゃんとアンケートができたというふうに考えていいんですか。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○福祉課長【植地直子君】 福祉課・植地です。

一応認定をお持ちの方のところは無作為の抽出をさせていただいたところになりますので、完全にバランスがどうかというところと、区分ごとの人数も若干異なってくるころがありますので、要支援1の人の何パーセント、要支援2の人の何パーセントというような形の、もともとの抽出の仕方になっていないところがありますので、御指摘のとおり正確にその段階ごとのものがつかめているかという、若干誤差はあるかと思えます。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 渡辺委員。

○福祉文教常任委員会委員【渡辺順子君】 アンケートを行って、これからいろいろ計画をつくっていくので、こちらでは、それじゃ、この認定者数というのを隣の3ページを見ると、今この29年で認定者数が1,748人いて、要支援と要介護がそれぞれ444人と1,304人、だからこれぐらいの人数だったら、やはり全員の方にそのアンケートを無作為に抽出ではなくて、配ってもさほど、700人ぐらいの違いなので、そうですね、配布したのが1,000人ですけど、全部で1,748人いるわけですから、もうちょっと細かい把握ができたんじゃないかなって感じがするんですけど、どうでしょうか。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○福祉課長【植地直子君】 福祉課・植地でございます。

確かに、もう少しの人数でほぼ全員聞けますねということの御指摘ですので、今後の参考にさせていただきたいと思えます。

在宅というような要件がありますので、施設御入所中の方については、もう既に介護サービスのところでおおむね方向性の決まっている方たちというようなところもありますので、在宅の方をどういうふうに抽出していくかというところになるかと思います。次回以降の参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 渡辺委員。

○福祉文教常任委員会委員【渡辺順子君】 施設のこともちよっとこれから聞こうかなと思ったんですけど、やはり施設は施設で入っている方のそれぞれのニーズとかも違うでしょうし、施設ごとの事業所についても事業所はまたそれぞれの意見もあるでしょうから、そういうところがちゃんとできているのかなというのがちょっと気になっています。それで、そういうところをきちんとやっていただければなと思います。

それで、3ページの高齢者の状況で、区分ごとの人数というのは、今、ここでわかりますか、認定者の分なんですけど。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○福祉課長【植地直子君】 福祉課・植地です。

申しわけございません。直近のものにつきまして毎月集計とっているんですが、ごめんなさい、ちょっと、私が、今、手元に資料を持ってきていなくて済みません。

○福祉文教常任委員会委員【渡辺順子君】 じゃあ、結構です。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 渡辺委員。

○福祉文教常任委員会委員【渡辺順子君】 やっぱり4ページのところの基本目標4を見ますと、3も4もそうなんですけど、それぞれ新しい基本目標の中に細かく、例えば基本目標だと、2では防災とか防犯とか新しい項目がやはり入っています。そういう新しい部分というのは、やはりこれはいろいろ状況が変わってきているので、今回新たに加えられたと思うんですけど、やっぱりこの中で特に重要だというふうに思われるものは、みんなそうなんだろうけど、七期になってこういうふうに、状況が、今、変わっているんで、新たにこういうものを書き加えて、細かく目標に掲げたというようなものは主にどういうふうなものだと思う。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○福祉課長【植地直子君】 福祉課・植地です。

おっしゃるとおり全て大事な項目ではあるんですけども、やはり認知症施策の部分というのが、目標の3のところに入っています。

こちらにつきましては、もう既に以前から認知症サポーターの養成であったりとか、さまざま取り組みをしてきたところになるんですけれども、今後、また具体をお示しする段階になったところでの御説明になるかなとは思いますが、医療につながっていない御高齢の認知のある方、あるいは御家族としてなかなかもう支え切れない認知のある方っていうようなところを、医療あるいは介護のサービスにより早くつなげていくっていうところの取り組みを、七期の段階では具体的な取り組みとして進めていくというような予定をしております。

また、後ほど御説明いたしますが、在宅医療・介護の連携という部分になりますが、これも既に六期中の取り組みとしては進めていますけれども、さらに進んだ形で取り組みを進めるというようなことを予定をしております。

また、国の重点項目でもありますように自立支援であったりとか、重度化防止というところになりますので、目標の六期は1と2に分かれていたところではありますが、目標の1に整理をさせていただきましたように、健康づくり、それから介護予防の部分、それと高齢者の就労の支援、世代間交流という部分につきましては、自立の部分に相当かかわってくるようになるかと思えます。

それと、目標設定をさせていただきますと、この七期の計画では、一番、この表の下の部分になりますけれども、PDCAサイクルのところで評価というような形もしていき、さらに公表もするような形になってきますので、この部分については全体的にしっかり取り組まなければいけないというようなところで設定をさせていただく予定です。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 渡辺委員。

○福祉文教常任委員会委員【渡辺順子君】 じゃあ、このPDCAサイクルのところは、高齢者福祉計画策定委員会とか、そういうところで行うんでしょうか。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○福祉課長【植地直子君】 福祉課・植地です。

実際に以前の計画もそうなんですけれども、各課それぞれ実施している事業につきまして、まずは各課の進行管理というものをお願いしています。

それにつきまして、今度、計画の策定等委員会ということで、策定で終わらずに、その期間中の実態のところをチェックしていただくというようなところをお願いしているところになりますので、七期につきましても、そのチェックを高齢者福祉計画の策定等委員会

のほうで実施をお願いするというような形で予定をしております。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 ほかに。

吉川委員。

○福祉文教常任委員会委員【吉川重雄君】 先ほどのいろいろお二人の質問の中で、介護・医療の今後のことで、現在で大磯町でやっているところは幸寿苑というふうなことが言葉で再三出てきたんですけれども、そのほかに、含めて3つあると言ったんですけど、その3つってどこですか。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○福祉課長【植地直子君】 福祉課・植地です。

まず、施設サービスとして特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型の医療施設という形になります。

大磯の中にある、まず1つ目の特別養護老人ホームは、皆様よく御存じのとおり大磯恒道園とこゆるぎの里の2カ所になります。老人保健施設が大磯幸寿苑、その1カ所、以上の3カ所になります。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 吉川委員。

○福祉文教常任委員会委員【吉川重雄君】 そういうところはわかったんですけれども、今の中で六期のところの、言ってみれば結果というか、アンケートとか、ことし1年で六期が終わるということなんですけれども、いろんなアンケートを実施しているところでもそうなんですけれども、28年度に実施していったところについては、やはり配布数が非常に少ないんですよ、なぜ全員に配布してないの、それが1つ。

全員に配布してなくて実態がつかめると思っているの、実態がつかめる中で第七期を考えていくというのが本当だと思うんだけど、何か実態がつかめてない中でアンケートを常にやって、また今後もアンケートをやるようなことを言ってますけれども、本当にそういうふうなことで実態をあなたたちはつかんでいるの、はっきり言って。

こんな計画はいつまでたっても、計画はいずれにしても、誰がやっても計画は立てますが、実態をつかんでいて初めて計画がどうであったか、第六期がどうであったか、今後、第七期がどうであったかというのがつかめてこないと、要は、ただ計画だけをやって、住みやすい生き生きと暮らせるまちづくり、実態をつかんでないで言葉だけが、理念だけ

がこのような形でいっているのが、やっぱり僕は違うなというふうな気がしてるんですけども、そこをチェックするのが私たちですけども、いずれにしてもそういう実態がきちんと把握できてないというのが、僕から見ると、今の説明を聞いていると、全て実態がつかめてないのに、よく計画が立てられるなというのを感じたんですけど、その辺のところはどういうふうに考えてます。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○福祉課長【植地直子君】 福祉課・植地です。

アンケートの調査数につきまして、少ないのではないかということの御指摘で。

○福祉文教常任委員会委員【吉川重雄君】 いや、少ない多いじゃなくて、実態をつかめているかって言うんだよ。

○福祉課長【植地直子君】 実際には無作為でさせていただいている中で、自由に記載していただく欄等もありますので、そういったところも含めた形で、計画の策定の委員の皆様には情報提供をした中で、審議をさせていただいているところになります。

全員にとって、どれだけ回答をいただいた中で実態がつかめるかというところがありますが、福祉課のほうでは、施設サービスにつきましては、このアンケートとは別になりますけれども、相談員さんの派遣をさせていただいて、直接お話のほうを伺ってきたものというものについてを、担当のほうで聴取させていただいた内容というのも当然踏まえた中で、計画は策定していくものになってくるというような認識でいます。

それ以外にも、窓口に皆さん、御本人以外の御家族の方が悩みを抱えた状態で来られますので、そういったところも窓口の職員は必ず受けております。そういった中でやはり困難な事例については、管理職も含めた中で対応している現実もありますので、そういったものも当然含めた中で、計画のほうは策定をさせていただいているというような形で考えております。

ただ、議員おっしゃいますとおり本当に全ての意見かということ、数字として100%の回答率でもないのに、そういった中に、もしかしたら埋もれてしまっているものがあるのかもしれませんが、そういったものは窓口等を通じて聞こえてくる、届いてくる声というようなところで、少しでも多く酌んでいきたいなというふうに考えております。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 吉川委員。

○福祉文教常任委員会委員【吉川重雄君】 要は、実態をつかめていなくて計画を幾ら立

てたってだめなんですよ。

今、窓口に来る人なんていうのが、ある面では非常に少ない人だと思いますよ。来れる人はまだいいんです。来れない人をどういうふうなことでケアできているのかということ、それが大事じゃありません。

政府のほうでは、これから在宅介護だとか、在宅で高齢者を見守るというふうなことも方針は立っているようですが、実際に在宅で高齢者を介護している人たちは、どんなにづらい思いをしているのかなという実態が、把握がつかめなくて、行政としての計画立てられます。その辺のところをしっかりとやっぱりつかんでいかなきゃいけないのじゃないのかなというのを強く感じますよ。

それと、さっき言っていたように、今の町の施設で恒道園とこゆるぎの里ってありますけれども、この実態なんてはまるっきり28年度の決算の報告も出てないで、そういうふうなところの中で何で計画できるの。

幸寿苑はある程度わかっているのかもしれないけれども、問題のこの2つの恒道園とこゆるぎの里の実態把握、そういったものが何も決算も出てないで、大磯町にとっては大きなところですよ、これは、介護計画、高齢者計画については、そういったところをつかめてなくて、何でもこういうものができるのかなと、実態がつかめてないわけでしょう、決算も出てないんだから、いわんや今の問題の永井の理事長というのが、まだ、ここで理事になるようなことははっきりして、あなたたちから報告ないよ、県のほうから報告あるんだけど、永井も新しい理事になったり、評議員を永井が全て自分で見つけてきて、それを認めるようになっていたらかな県行政というのは実態にあるんだけど、もうこの恒道園、こゆるぎの里っていうのは、言ってみれば、運営を続けていくことは町民にとっては非常に不幸なことなんですよね。

僕は、12月には、この特養というのは潰せというふうなことで一般質問やりたいと思いますけれども、でも実態を何もつかめてないで、こういうふうな計画をのうのうと出してくるというのは、僕から言わせると非常に不誠実な行政だと言わざるを得ませんよ。

どこで在宅をこれから大事に、実態をつかめてないで、在宅をやっている家族の苦しみというのはどういうところで、さっき窓口に来る人、窓口に来る人なんか一部じゃないですか、はっきり言って、来れない人のほうが多いでしょう。

だから、そういうところをどういうふうなところで、皆さんがただ机に座って窓口で待ってるんじゃなくて、実際に数も場所もわかっているわけだから、そういったところに足

を運んで調査をしなくて実態はつかめないでしょう。

全国の自治体のやっているとところでも、そういうふうなことで、ただ計画を立ててやっていると、そうじゃなくて実態をつかんで、高齢者介護というのはある面では幅が広いですから、それで財政的にも非常に大きな支援というか、そういったものも今後かかりますよ。これからの行政は、高齢者をいかに、ここにも書いてあるように、地元大磯町で生きられるようなことをやるかということが大事でしょう。

要は、総花的に上げて、これやるんだ、あれやるんだ、計画を立てますがというふうな話は、僕はそんな話で満足できるというふうに思っていないの、実際にこれから私たちが、私ももう73ですから高齢者、真っただ中ですよ、今後の老後の生活を生きていく上に非常に不安を感じてるんですよ、はっきり言うと。

問題のある施設がありながら、何ともそれに対応しない、ただ、県が監督官庁だと言っただけの行政で何が安心して暮らせます。こんな「住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまちづくり」、ふざけんなよ、こんな言葉、こんな言葉幾ら掲げたって、実際に苦勞、苦痛なのは家族であり、介護であり、認知症を抱えている人たちですよ。

そういったところに何でもっと具体的な具体策っていうのが出てこないのかな、計画がありきじゃありませんよ、はっきり言って、その辺のところをしっかりとどういうふうに。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 吉川委員、質問の内容は。

○福祉文教常任委員会委員【吉川重雄君】 考えているのかを聞きたいですよ。いろいろ言いましたけど、答えられる範囲で教えてください。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○町民福祉部長【佐野慎治君】 町民福祉部・佐野でございます。

今、いろいろと調査の仕方というか、実際の対象者の皆さんの声の集約の仕方はどうなっているのかということだと思います。

直接調査等でお伺いするのも、数年に一度ですけれども個々にお話のほうもお伺いしております。

また、実際、皆さんが要介護・要支援の認定を受けているという形になりますので、何かしらの事業所等ともつながっているというふうな可能性が非常に高くあります。

アンケートでは、確かに全員のアンケートではございませんけれども、地域ケア会議というのは毎月開催する中で、各事業所のほうの代表をされる方等も参加していますので、個々にそういう方の意見に関しましてもお伺いすることがあります。

また、高齢者の策定、この計画の策定委員会のメンバーに関しましても、事業所の方、またドクターですとか、皆さんいろいろと入っておりますので、この人に対しての意見というわけではないですけれども、全体的なお話に関しても情報としてはいただいていると思います。

ただ、吉川議員がおっしゃっているとおり、情報収集という意味に関しては、もっと丁寧にしていかなければならないというふうな部分も十分感じておりますので、今後に関しましてはその辺を大切にしていきたいと思います。

また、町の中の、今、恒道園ですとか、こゆるぎの里等のお話ございました。

この計画に関しましては、あくまでも町民の方が老人福祉施設、特養を利用された場合というふうな形で計画のほうを策定しておりますので、実際に皆さんの方が恒道園ですとか、こゆるぎの里に入れるというふうな状況ではございませんので、この計画に関しましては、およそ大磯の町民の方が場所は特定しない中で、特養をどのぐらい利用するかということ想定した中で計画を立てておりますので、吉川議員がおっしゃっている、現、町の中にある施設に関しては、町のほうもしっかり注視していかなければならないところあると思うんですけれども、計画に関しては利用の想定というのを大切にさせていただいて、策定してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 吉川委員。

○福祉文教常任委員会委員【吉川重雄君】 じゃあ、今のこの計画を立てるメンバーがいますよね、そのメンバーはどういう方だか教えてください。それで終わります。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 策定委員会のことですか。

○福祉文教常任委員会委員【吉川重雄君】 この計画についての策定委員というか、いろいろ委員会を開いてやってますよね、その策定委員会のメンバー。

(発言する者あり)

○福祉文教常任委員会委員【吉川重雄君】 そんなんじゃない、委員だよ、それだけだ。何をやっている人かもちゃんと言ってくださいよ、名前だけ聞いてもわからない。

(発言する者あり)

○福祉文教常任委員会委員【吉川重雄君】 所属かどうか知らないよ、何をやってる人かだよ。実態が、だから、だってとんでもない人が、ほかの、高齢者計画について知らないような人がやってるのかという話もわからないじゃない、誰だか参加しているのか、メン

バーだよ。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○福祉課長【植地直子君】 福祉課・植地です。

まず、学識経験というような形で、神奈川県保健福祉大学の末田先生ということで、看護の先生をされております。

それから、まちかど法律相談事務所というところをお願いしておりますが、こちらにつきましては、高齢者の権利擁護ということで、認知症の方あるいは独居の方につきまして成年後見であったりとか、その他の支援を考える専門家として、弁護士の石森先生という方に来ていただいております。

それから、中郡医師会の大磯班の代表ということで、脇先生のほうに来ていただいております。

それから、介護の事業所ということで、居宅の事業所、それからヘルプの事業所、グループホームというような形で、それぞれに代表の方に来ていただいております。

それから、社会福祉協議会、こちらにつきましてはデイサービスのほうもやっておりますけれども、地域福祉あるいは障がい福祉の部分も若干携わってきていただいております。それも含めまして、全体的な地域の福祉を支える事業所として、社会福祉協議会からも職員に1人来ていただいております。

それから、大磯町には地域包括支援センターということで、日常生活圏域を1カ所として設定しておりますので、大磯町の地域包括支援センターからも1人代表して来ていただいております。

それから、老人クラブ連合会、こちらからも来ていただいているんですが、老人クラブ連合会につきましては、担い手にもなり得るという部分、高齢者として支えられるということだけではなくって、お年召されても地域を支える担い手になり得るというようなところの考えの中で、老人クラブ連合会のほうにも来ていただいております。

それから、委員への参画につきまして、公募の町民の皆さんに入っていただきたいということで、募集をさせていただいたんですが、お一人、地域の方も、御自身ももう介護の認定というか、第1号被保険者にもう既にならっしゃる方ということで来ていただいております。

そのほかに、この圏域の平塚保健福祉事務所ということで、こちらも入っていただいております。

それから、高齢者の介護予防、健康づくりという意味合いのところで、関係性の深いスポーツ健康課の課長、それから高齢者が生き生きと生きていく、あるいはいろんなことに参加をしていくというようなところで、生涯学習課のほうでもさまざま事業のほうを展開しておりますので、生涯学習課長のほうにも委員として参画をしていただきまして、計画の中の位置づけの部分でそれぞれが協力できるものということで入っていただいております。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい。

○福祉文教常任委員会委員【吉川重雄君】 ちょっと、今、グループホームだとか何とか言ったんだけど、それ何人なんだ、実際に、介護事業所のグループホームだとか、そういう人が何人かとか、社会、いうふうなこと、全体で何人なんですか。

自治体のスポーツ課長とか生涯課長は、それ除いていいよ、ほかの人、平塚のほうの、県の関係と平塚保健所って全く一緒だよ、そんなのが何で2つも来てんだよ。

何でそれでこの中に一般の人が、要は要介護1から5があるなら、その中の代表者1人ずつでも、家族でもいいけれども、何でそういうのが入ってないの。その辺のところは非常に抜けてるなというふうなことですよ。

それを見ても、実際に政府のほうでは在宅介護をこれから力を入れようとしてるんだけど、実際やってる、介護をやってる家族であるとか、そういう方にとっては非常に大きな負担になってくるんですよ。

年をとってきて、必ずしも認知症は年寄りじゃありませんけど、概して高齢者が多いんです。年をとって、要は報酬がない中で、在宅介護を、いろんな面で社会福祉をやっぱり支えていく、家族で支えていくという政府の、言ってみれば、ばかな方針が実際に降りかかってくるわけでしょう。

そうすると、全く近くにいる小さなこの自治体が、どういうことで在宅介護を支えていくのかって、それが見えてこないんだよ、はっきり言うと。

その辺のところ、何で実際に、今、家族の中でいろんな面で認知症であっても、介護であっても参加して非常に苦労されている、そういった町民の実態の代表者というのがふえていいはずだよ。学識経験者なんかってというのは、こんなのオブザーバーだよ、はっきり言って。

実態をつかめてないで、何でこういうふうなメンバーがいるのかよく、このメンバーは

このメンバーでいい、何で現実的に苦労しているそういう人たちの町民の代表者が入ってこないの、非常に僕は不可解だよ、はっきり言って、そんなところをつくっていること自体が、何で町民の代表者が入ってこないのか、その辺のところ聞かせてよ。

何で、電話してだめなら、じゃあ、直接伺って、こういうことだからぜひ御意見を伺わせてくださいとか、そういうことをやらないの、あなたたちは机に座ることが仕事だと思ってるんでしょう、答えてみなさいよ。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○福祉課長【植地直子君】 福祉課・植地です。

まず、人数のほうを、全体の人数、現在13名です。その中で先ほどお話しました平塚保健福祉事務所1名、それからスポーツ健康課長、それと生涯学習課長を除かせていただきますと10名という形になります。

県立保健福祉大学の先生がお一人、それから弁護士がお一人、医師会からお一人、それからケアマネージャーさんの代表としてお一人、それからデイサービスのところでお一人、それとグループホームからお一人、それと社会福祉協議会から一人、地域包括支援センターから一人、老人クラブ連合会から一人、公募の町民の方がお一人というような形になっております。

議員のほうのお話で、直接介護をしている方のお声を届けるために、委員に入ってほしいというようなところの直接の投げかけはしなかったのかということなんですけれども、こちらから既にもう介護の方をおうちで見られている方に対して、直接、御依頼というのはさせていただいておりません。公募の町民ということで、さまざま御意見をいただく、広く高齢者福祉計画、それから介護保険事業計画を策定させていただくということで募集をさせていただきました。

アンケート、それから事業所に対するアンケート、それから介護相談員さんの日ごろの伺ってきているお話というようなところで、策定のほうをさせていただいております。

御家族の方の思い、あるいはどういった部分が大変かというのは、細かい事業のところ、各課のほうで対応をさせていただいているというような状況でございます。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 ほかに。

玉虫委員。

○福祉文教常任委員会委員【玉虫志保実君】 今、実態把握ができてないみたいな話だっ

たんですけれど、この第六期福祉計画という冊子があって、その細かい、要するに、4ページのこの基本目標というのなんですけど、これらのものを六期のときにつくったんですけれど、それに対してその進捗状況とか、その結果がこうだったから第七期はこうしますみたいなものはどこかにあるのか、それともこれから見せていただけるのか、その辺ちょっと教えてください。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○福祉課長【植地直子君】 福祉課・植地です。お答えいたします。

全体の素案、それから、今後、実際に策定していくところから出てくるようになりますけれども、これまでの実績というものも計画の中には示していくようになります。

実際にこの3カ年見させていただいている中で、もっと細かい、どういうサービスを利用されているかという介護保険事業計画の部分については、数値的なものというものがこれから出てくるものもありますので、そういったものは具体的に示されていくというものになりますが、まだ推計をしているものなどもありますので、そういったものはまだ今時点ではお示ししているところではありません。

もっと広い意味での高齢者福祉計画、元気な方も含めた中で、全体的に町の中でどういうものやっけていくかというものにつきましても、過去の実績等も含めた中でお示ししていくというような予定になっております。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 玉虫委員。

○福祉文教常任委員会委員【玉虫志保実君】 その示していくというのを、どういう形で示していくか、具体的にもしわかれば教えてください。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○福祉課長【植地直子君】 福祉課・植地です。お答えいたします。

第6期のところでも、過去の実績のところを示させていただいているところではあるんですが、第7期につきましても、実際に事業の内容、それから現状と課題、今後の取り組みということで、この過去の2年間、まだ29年度は実績としては上がってきておりませんので、27、28というようなところの実績をお示しをしたような形で、数値化して見えるような形で出していく予定になっております。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 玉虫委員。

○福祉文教常任委員会委員【玉虫志保実君】 その示し方なんですけど、第6期で事業内容、現状と課題、今後の目標ってあるのに、プラス数値が入るっていう理解でよろしいんでしょうか。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○福祉課長【植地直子君】 福祉課・植地です。

もう一度お伝えいたします。それぞれの事業の名前、それとその事業の内容、それと現状と課題、今後の取り組み、それに加えて27年度、28年度の実績を加えた形でお示しするような予定しております。

(発言する者あり)

○福祉課長【植地直子君】 済みません、第7期ではそういう形で示す予定です。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 玉虫委員。

○福祉文教常任委員会委員【玉虫志保実君】 つくるのはこの計画書であって、これのほかに運用のものとか、そういうものはないんですね。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○福祉課長【植地直子君】 福祉課・植地です。

計画は計画書として策定をさせていただきます。その中で、これまでも行ってきたところになりますが、中に示させていただいている具体の事業についての進捗状況というのは、各課に対して毎年実績がどうだったか、今年度の予定はどうかというようなところは実施をしまいたします。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 玉虫委員。

○福祉文教常任委員会委員【玉虫志保実君】 その実施を知りたいときはどうしたらいいんでしょうか。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○福祉課長【植地直子君】 福祉課・植地です。

計画の策定等委員会につきましては、公開の形で情報のほうを出させていただいて、委員の皆さんに対しても出させていただいているところになりますので、もしかすると傍聴に来られたときに提供させていただいた資料の中に含まれている会もあるかなと思いますので、そういったところを参考にさせていただければと思います。よろしく願いいたします。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 いいですか。

竹内委員。

○福祉文教常任委員会委員【竹内恵美子君】 1 ページ目の（3）に示されております地域共生社会の実現に向けた取り組み等の推進ということで、「高齢者と障がい児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障がい福祉両方の制度に新たなサービスが位置づけられます」ということですが、たしか、今までは障がい者や何かが65歳になると、障がいから介護保険にかわっていったのかなと思いますけど、この新しく新たなサービスが位置づけられたということは、何かもうおわかりになっているのでしょうか、内容について。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○福祉課長【植地直子君】 福祉課・植地です。お答えいたします。

今おっしゃいました共生型サービスというところなんですけれども、既に障がい福祉のサービスを提供している事業所が、新たに介護保険のサービスの事業所としても指定を受けやすくする、あるいは逆もそうなんです、そういった形で対応をしやすくなるというような制度の改正になっております。

なぜかといいますと、今、議員のほうからも御指摘いただきましたとおり、障がいのある方が今まで障がい福祉のサービスで受けられていた内容のものが、今度65歳になると事業所がかわって同じようなサービスを受けるといふようなところがあったものにつきまして、やはり障がいのある方も御高齢になって介護保険のサービスを受けられるよというふうになったときに、切れ目のないようなサービスを展開してもらえようというふうな形で、新しく共生型というふうな考え方ということで示されたものになります。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 竹内委員。

○福祉文教常任委員会委員【竹内恵美子君】 では、それはもうスムーズに行くということによろしいですね。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○福祉課長【植地直子君】 福祉課・植地です。

担当課としてはスムーズに使っていただけるような形になっていくようにしたいなというふうにご考えております。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 竹内委員。

○福祉文教常任委員会委員【竹内恵美子君】 わかりました。

それから、5番目の介護納付金への総報酬割の導入についてですけれども、この算定について、被用者保険間では、各保険者の標準報酬総額に応じたものとし、総報酬額に比例した負担とする仕組みである総報酬割が導入されましたということですが、この総報酬割が導入されるということの内容をもうちょっと詳しく教えていただけますか。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○福祉課長【植地直子君】 福祉課・植地です。お答えいたします。

雑駁な言い方というか、簡単な言い方をしますと、各保険組合の規模に応じてという言い方がわかりやすいかと思うんですが、本当の簡単な言い方をしますと、中小企業につきましても負担が減る、それから一般的にいう大企業と言われるところについては、報酬の額が大きいので、負担がふえていくというような考え方というようなものがベースになっている、これが総報酬割というものになります。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 竹内委員。

○福祉文教常任委員会委員【竹内恵美子君】 小さい企業さんが少なくなる、大企業さんが多くなるということではいいのかなという気もしますけれども、そうしますと、この年齢は何歳から何歳ぐらいまでが当てはまるのでしょうか。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○福祉課長【植地直子君】 福祉課・植地です。

保険組合の加入という形になりますが、65歳になりますと1号被保険者ということで、各保険者、基本的には市町村のほうの加入になりますので、それまでの40歳から64歳、第2号被保険者と言われる方がこの制度については対象となってきます。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員【竹内恵美子君】 わかりました。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 以上で質疑を終了いたします。

今後これについてまだ協議したほうがいいですか、何か御意見ありますか。

(発言する者あり)

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 あと3つ残ってるんで時間がないので、これについて再度、もう一度勉強とか何かしたいのであれば、その意見ありますか、ないで

すね。

(三澤龍夫君「意見もらうんでしょう、11月15日から」と呼ぶ)

(竹内恵美子君「あれが出てきたら報告がある」と呼ぶ)

(三澤龍夫君「それが終わってからね」と呼ぶ)

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 終わってからまた協議します、パブリック
終わってから。

(吉川重雄君「パブコメ、みそだよ、それが」と呼ぶ)

(佐野慎治君「協議会でお願いできればと思います」と呼ぶ)

(竹内恵美子君「だから、みそをもらわなきゃ困る」と呼ぶ)

(三澤龍夫君「終わってからね、やって」と呼ぶ)

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、わかりました。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 じゃあ、次に行きます。

議題(2) 第5期障がい福祉計画等(素案)について

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 議題(2)の「第5期障がい福祉計画等
(素案)について」を議題といたしたいと思います。

送付されております資料に基づき、担当課から説明をお願いいたします。はい、どうぞ。

○福祉課副課長兼障がい福祉係長【小林英文君】 福祉課・小林、御説明させていただきます。

それでは、第5期障がい福祉計画等(素案)について、資料に基づいて説明させていただきます。

今年度、現計画であります第4期障がい福祉計画の計画期間が終了することに伴いまして、平成30年度から平成32年度までの3年間を計画期間とする第5期障がい福祉計画と、新たに作成が義務づけられました第1期の障がい児福祉計画の策定を進めておりますので、その概要について御説明させていただきます。

説明資料の1ページをごらんください。

大磯町障がい者福祉計画(素案)の概要版でございます。

1、計画の趣旨、本町では基本計画である障がい者計画と実施計画である障がい福祉計画を一体として大磯町障がい者福祉計画として策定しておりまして、現在の計画は平成27

年度に策定したものが最新のものとなっております。

今回策定する計画は、実施計画部分であります第4期障がい福祉計画が29年度で計画期間が終了するために、平成30年度から3年間の計画となる第5期障がい福祉計画と児童福祉法の改正に伴いまして新たに策定することになりました第1期障がい児福祉計画の2つの計画であります。

まず、第5期障がい福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる障害者総合支援法の第88条第1項に基づくもので、障がい者に対するサービスの提供体制の確保に関すること、それらの目標に関することを定める計画であります。

また、第1期障がい児福祉計画は、児童福祉法の第33条の20第1項に基づくもので、障がい児に対するサービスの提供体制の確保に関すること、それらの目標に関することを定める計画であります。

今年度はこの2つの計画を一体的に策定いたします。

続きまして、2、計画の位置づけでございます。

この計画の上位計画となっております大磯町第四次総合計画後期基本計画と調和を図りながら、その他の町の計画、また、神奈川県障害者計画などと整合性を図りながら進めてまいります。

続きまして、3、計画期間でございます。

この計画の計画期間、第5期障がい福祉計画と第1期障がい児福祉計画の計画期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間となります。

なお、第2次障がい者計画、基本計画部分ですね、こちらについては平成27年から6年間の計画となっておりますので、こちらは今回策定せず、次回、平成33年度からの部分で全体的な見直しとなる予定でございます。

続きまして、4、計画のポイントでございます。

今回の計画策定におきましては、国の基本指針に即し、主なポイントを位置づけております。

まず、(1) 地域における生活の維持及び継続の推進、こちらは入所施設からの地域生活への移行の促進、また、地域生活に移行した後、安定した生活が送れるよう支援するものです。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築、こちらは精神障がい者が

地域で安心して暮らすことができるよう保健・医療・福祉関係の機関による協議の場を設置して、連携した体制を構築するものとなっております。

(3) 就労定着に向けた支援、こちらは障がい者の就労の促進、また、就労後も安定して就労に定着するよう支援するというものでございます。

(4) 障がい児のサービス提供体制への計画的な構築、こちらは障がい児に対するサービスの提供体制の確保を図ることや、医療的ケアが必要な児童の支援のための保健・医療・障がい福祉、保育、教育など関係機関が連携を図るための協議の場を設置するというものです。

(5) 地域共生社会の実現に向けた取り組み、こちらは地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや、地域の実情に応じて柔軟にサービスを確保する取り組みを計画的に推進するもの、また、障がい者を持つ親が高齢化し、介護を要する状態となった場合、そのような場合には障がいだけ、高齢者だけというサービスではなくなりますので、複合的な支援が必要になります。

そのような複合的な支援を要する世帯への対応として、やはり関係している保健や医療、福祉サービスの行政機関などが連携を図って、きちんと複合的なサービスができるようにシステム化するというようなものでございます。

2ページをごらんください。

計画体制でございます。

(1) のアンケート調査につきましては、こちら平成29年3月1日から31日までの1カ月間を調査期間として実施しました。

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の手帳所持者の方から、無作為抽出で600人に対し実施しまして、310人の方から回答をいただきました。回答率は51.6%でした。

続きまして、(2) のパブリックコメント、こちらはこれからでございますが、この11月15日から12月14日までの1カ月間実施することとしております。

続きまして、(3) と(4) は意見を、この計画を策定するに当たっての御意見をいただく体制でございますが、こちらにつきましては、まず二宮町・大磯町障害者自立支援協議会におきまして、各委員の方から意見をいただくこととしております。

また、この計画を策定するに当たりまして、大磯町障がい者福祉計画策定委員会を設置しましたので、こちらのほう各委員より意見をいただくこととしております。こちらにつきましては、今年度、既に2回開催しております。

続きまして、6、障がい者の状況でございます。

こちらは障がい者手帳の所持者数でございます。各年の4月1日現在です。

済みません、資料の米印のところで身体障害者手帳、療育手帳の隔年の「隔」が誤っておりますして申しわけありません。

こちら、表を見ていただいて、まず身体障害者手帳につきましては、毎年少しずつ減ってきている状況でございます。

また、続いて療育手帳、これは知的障がいの方が持つ手帳ですけれども、こちらは逆にちょっとずつふえてきていると、最後に精神障害者保健福祉手帳、こちらについてはほかの2つの障がい者と比べて大幅に数がふえているという状況でございます。

その表の下の参考としておりますけれども、18歳未満の障がい者手帳の所持者数、取得者数なんですけれども、こちらにつきましては表のとおりでございますして、療育手帳をお持ちの方の割合が、ほかの2障がいと比べたら高いところになっておりますが、こちらは療育手帳を所持する方というのは、基本的には生まれついで18歳未満で発症するというような形になりますので、手帳の所持の決まりというところから大きく出ているところになります。

続きまして、3ページをごらんください。

7、基本理念と基本目標でございます。

この基本理念と基本目標につきましては、第4期障がい福祉計画から変更はございません。

続きまして、8、施策の展開でございます。

こちらにつきましては、3ページから4ページで示しておりますが、基本目標ごとに国の基本指針に即した内容の施策となっております。

4ページをごらんください。

今回、新たに策定が義務づけられました障がい児福祉計画に当たる部分につきましては、基本目標の2、「いきいきと社会参加できるまち」の1番の障がい児支援の充実、こちらが障がい児福祉計画に当たる部分となっております。

続きまして、9、計画の推進体制でございます。

こちら、計画の点検・評価については、PDCAサイクルに基づき実施を行います。評価見直しについての公表、目標値の設定も行っております。

5ページをごらんください。

障がい福祉計画等における主な変更点の一覧でございます。

第4期の計画から今回策定する第5期の計画において、変更等となる部分について表にしております。

表の上段のほうに矢印があります。その下の部分、変更点等の欄におきまして、第4期から第5期の変更点等の部分を示しております。

今回、新規となるのは、「地域共生社会の実現に向けた取組」、1事業、整理・拡充は、「福祉施設から地域生活への移行促進」など4事業、継続は、「地域生活支援拠点等の整備」の1事業、事業名の変更が1事業、それ以外の事業については現行同様となる見込みでございます。

簡単ではございますが、説明資料の説明を終わります。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 御苦労さまです。

じゃあ、これより質疑に入ります。質疑のある方、挙手をお願いします。

(三澤龍夫君「それ何、パブコメ終わってまだ二つ目やるの」と呼ぶ)

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 ちょっといきなり、質問。

(三澤龍夫君「いやいや、今、質問ないでしょ」と呼ぶ)

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 質問。

(三澤龍夫君「うん、パブコメ終わったあともう一度」と呼ぶ)

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○福祉課副課長兼障がい福祉係長【小林英文君】 福祉課・小林、お答えします。

パブリックコメントにつきましては、この11月の15日から12月14日までの1カ月間で、高齢者福祉計画と同じ期間で行うこととしております。

(三澤龍夫君「それが終わったらパブコメでこういうのがありましたなんて説明あるの」と呼ぶ)

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○町民福祉部長【佐野慎治君】 町民福祉部・佐野でございます。

パブコメの結果を踏まえまして、委員会等の意見を過ぎたものを今後また委員長、副委員長のほうに御相談させていただくんですけれども、年を明けた1月ぐらいに再度この協議会という形で御説明していきたいなと考えております。

以上でございます。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 吉川委員。

○福祉文教常任委員会委員【吉川重雄君】 2ページの参考のところで、これよくわかんないんだけど、「18歳未満障がい者手帳取得者数」ってあるんだけど、これ何でこんなに少ないの。

少ないのは少ないなりに何か意味があるんじゃないかと思うんですけども、何でこんな3つの区分があって、全体に対する割合でこんなに少ないんですか、それがちょっと不思議なんですよ、ちょっとその意味を、想定でもいいんですけど聞かせてもらえます。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○福祉課副課長兼障がい福祉係長【小林英文君】 福祉課・小林、お答えします。

済みません、障害者手帳の「所得」者数というふうに、記載を、済みません、「取得」者数です。申しわけありません。

数につきますして。

(竹内恵美子君「所持者」と呼ぶ)

○福祉課副課長兼障がい福祉係長【小林英文君】 所持者ですね、取得している方の人数、まず少ない、身体障がいにつきますしては、やはり生まれながらに障がいをお持ちの方の場合、例えば脳性麻痺であるとか、そういうような形でお生まれになった場合などは、幼少期に身体障害者手帳を取得する方もおります。または病気や事故というような原因の方もおりますが、やはり全体としてはそれほど多くない。

精神障がい者の保健福祉手帳の場合は、本当になかなか子供さんで精神障がいを発症するというと、なかなか環境的な要因とかストレスが原因の場合が精神障がいの場合は多いですから、やはりお仕事をされ、中には高校生、大学生というところから、なかなか心の問題を発症する場合がありますけど、手帳を所持するとなるともうちょっと大人になってからの方が多という状況でございます。

療育手帳につきますしては、知的障がいという部分ではございますので、もう知的障がいの手帳取得の定義が、18歳未満にある程度発達のおくれが認められる者というのがありますので、こちらはもう本当に18歳未満で、逆に手帳を取得される方がほとんど。

ここで出ているのは、今持っている方の中の現時点での18歳未満の人数ということで示されていますので、取る時期と今現在の人数というのは、若干差が出てくるかなというふうに考えております。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員【吉川重雄君】 理由を聞いてんじゃん。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 理由を説明してよ。

○福祉文教常任委員会委員【吉川重雄君】 中身の説明じゃなくて、何でこんなに少ない、その理由は何かということを知りたいよ。

○福祉課副課長兼障がい福祉係長【小林英文君】 福祉課・小林、お答えします。

まず、障害者手帳、身体障がいの場合には、やはり理由、事故とか生まれながらの部分がありますので、実際に手帳を取る方が少ないというあれですね。

○福祉文教常任委員会委員【吉川重雄君】 少ないのはいいんだけど、何で。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 ちよっともっとわかりやすく説明してくれる。

(三澤龍夫君「だから、持ったら何かメリットがあるかどうかというところ、もうストレートでいいよ」と呼ぶ)

○福祉課副課長兼障がい福祉係長【小林英文君】 例えば、身体障がいの方なんかだと、聴覚に障がいがあったり、生まれながらに足が不自由で車椅子の方なんかは、子供さんではいらっしゃることはありますけれども、それほど現状として多くはないというところで手帳を取らないというところなんです。

精神障がいの場合には、本当に精神疾患という病気になって初めて取れる手帳ですので、その疾患にかかって手帳を取得するというふうに進む方が少ないということになります。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員【吉川重雄君】 言ってる意味がわからない。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 わかんないよね。

○福祉文教常任委員会委員【吉川重雄君】 もういいや。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 いいの。

(三澤龍夫君「みんながみんな手帳を持つもんじゃないんだから」と呼ぶ)

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 だから、項目ごとに説明すればいいんだよ、一つ一つ、何で18人なのか、何で73人なのか、この差は何なのか。はい。

○福祉課副課長兼障がい福祉係長【小林英文君】 福祉課・小林、お答えします。

まず、身体障害者手帳18人ということですが、身体障害者手帳で手帳を取る方の多くは、例えば、今多いのは腎疾患などによる加齢に伴う病気で手帳を取る方がほとんどなんです。

18歳未満、今現在、この1,021人、平成29年度でいますけれども、その中で、18歳未満

で身体障害者手帳を持っている方というのが18人しかいない、この理由についてはやはり先ほども申し上げましたけれども、生まれながらに障がい等がある方が手帳を取りますので、大体の方が、なので、その理由によって少ないということです。

精神障がい者の手帳が2人というのは、少ないのは、こちらについても。

○福祉文教常任委員会委員【吉川重雄君】 全然わかんない、いいよ、もう。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 わかった、わかった。

(発言する者あり)

○福祉課副課長兼障がい福祉係長【小林英文君】 なぜ少ないかという、実際にもう本当に。

○福祉文教常任委員会委員【吉川重雄君】 そんなことをさ、こっちが説明してあげなきゃいけない、質問したことに答えられないんじゃないかよ。

○福祉課副課長兼障がい福祉係長【小林英文君】 手帳を取る、取って、何らかのサービスを受けるために取るというのが通常ですので、そちらについて取る状態にない方は、あくまで手帳は申請制ですので、その御両親、本人、御両親が手帳を取るという判断をしていないというような状況です。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 いいですか。吉川さん、いいんですか。

○福祉文教常任委員会委員【吉川重雄君】 もういい、聞いてもだめ。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 奥津委員。

○福祉文教常任委員会委員【奥津勝子君】 済みません、1ページ目の計画のポイント、4番目ですね、ここで(2)の「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」、ここは協議の場を連携していくということですよ。

それからまた、4番目の「障がい児のサービス提供体制の計画的な構築」も、同じく協議の場っていうのをしっかり持っていく、5番目も「地域共生社会の実現に向けた取組」も、複合的な支援をするために同じく協議の場っていうんですが、その協議の場っていうのは具体的にはどのように、今までもやってきたんでしょけれども、今度の新しく第1期障がい児福祉計画を一体的に策定するという、その計画の中で、この協議の場の位置づけというのはどういうふうになってるんでしょうか。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○福祉課副課長兼障がい福祉係長【小林英文君】 福祉課・小林、お答えします。

こちらの、まず精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム、こちらについては精

神障がい者が地域で安全に暮らせるというような場で、関係機関で協議の場をとというような取り組みなんですけれども、こちらについて今現在も、もうケースごとに当然医療機関であったり、地域の高齢者だったら高齢者、学校だったら学校というような形で連携はとってきていることをございます。

これを国の基本指針の中でも、システムとして構築するよというのが今回示されています。イメージとしましては、大磯町でやっている、二宮町・大磯町の障害者自立支援協議会や、または圏域でも平塚、秦野、伊勢原、大磯、二宮の3市2町でやっている圏域で協議会も設けていますので、こちらのほうも活用して、この計画では平成32年度までに構築となっておりますので、その既存の仕組みを利用してこのシステムを構築していきたい、協議の場をつくっていきたいという考えでございます。

また、障がい児のサービスの提供体制につきましても、こちらについても協議の場というのはあるんですけど、やはり既存の、ここで言う協議の場というのが主に医療的ケアを必要としている方の支援に対しての協議の場というふうになっておりますので、こちらについても非常に、今、先ほど言った圏域の部分で既に話し合いの場というのが圏域独自で今持っていますので、その辺を活用してまいりたいというふうに考えております。

地域共生社会の実現に向けた取り組みにつきましては、こちらは先ほど高齢者福祉計画の中でも説明があったと思いますけれども、制度としての部分と、あと支援するための話し合いの場というところで、地域ケア会議なんかもありますし、または個々の話し合いの場も今も持っていますので、そちらのほうを活用しながら進めていきたい。

いずれも32年度までに進めるということですので、そのへん、ちょっと県や圏域と話し合ってやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 奥津委員。

○福祉文教常任委員会委員【奥津勝子君】 そうしますと、今の小林さんの説明でそのシステムを構築していくっていう、また、既存の協議会を使ってということはわかったんですけど、それであれなんですか、大磯町の細かなところというのも持っていきながら、全体でどういうふうに手を打っていくかということをもた協議していくっていう、今言いました2番目、4番目、5番目の場面、協議していくということでもいいですか。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○福祉課副課長兼障がい福祉係長【小林英文君】 福祉課・小林、お答えします。

個々の対応、個々のケースの対応で、町の中で即時に対応できるものについては今のシステムの中でできているかなど、ここで言う構築という部分については、なかなか、一つの小さな市町村で対応がなかなか難しかったり、障がい福祉だけでは解決しなかったりというようなことを想定しておりまして、その部分について難しいケースという言い方が適切かどうかあれなんですけど、その部分をいろんな方の意見を聞きながらやれるようなシステムとして構築する、そういう意味でございます。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 奥津委員。

○福祉文教常任委員会委員【奥津勝子君】 それで、特に医療的な支援をするということに対しても、やはり大磯町だけでは届かない部分があるので3市2町でやっていくっていうことですね、はい、わかりました。

済みません、2ページの3番目、二宮町・大磯町、先ほどちょっとお話ありました自立支援協議会からの意見聴取とか大磯町障がい者福祉計画策定委員会からの意見聴取、これはもう既に2回ほど開催したと言われましたが、ここで交わされた意見というのはどういうものがあつたんでしょうか、具体的に。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○福祉課副課長兼障がい福祉係長【小林英文君】 福祉課・小林、お答えします。

こちら等を含めて、あとアンケートもやっていますので、それらの意見という部分で、やはり今の障がい福祉の中での課題となっております精神障がい者の居場所、住みかですね、入院している方が退院後の居場所として在宅であったり、グループホームの確保などの意見があること、または障がい児の支援という部分で、早期の療育であったり、または成長過程で合った、そのライフステージごとの適切な支援というような意見が多かったというふうに思います。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 奥津委員。

○福祉文教常任委員会委員【奥津勝子君】 精神障がいの方っていうのは、私たち、今、統合失調症というような言葉使いますけれども、精神障がいっていうのはもうその範疇ですか。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○福祉課副課長兼障がい福祉係長【小林英文君】 福祉課・小林、お答えします。

精神障がいもいろいろございまして、例えば鬱病であったり、確かに統合失調症もその中へ入る。

○福祉文教常任委員会委員【奥津勝子君】 うん、鬱病も入るみたい。

○福祉課副課長兼障がい福祉係長【小林英文君】 あと、適応障がいであったり、または双極性障がい、その診断名がいろいろあります。発達障がいというものがあるかと思うんですけれども、発達障がいについても知的障がいを伴わないものものは精神障がいのほうの分野にきますので、その辺、その疾患によって症状だとか、その方の支援の仕方というのも個々になるかと思いますので、そういうような統合失調症という限定ではないです。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員【奥津勝子君】 わかりました。いいです。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 奥津委員。

○福祉文教常任委員会委員【奥津勝子君】 わかりました。

4ページの障がい児支援の充実、この障がい児支援体制の整備ということで、また関係機関との連携強化、ここが障がい児福祉計画に当たる部分でございましてけれども、この5ページの新規として、地域共生社会の実現に向けた取り組み、このところとの整合性、そこを少し詳しく教えてください。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○福祉課副課長兼障がい福祉係長【小林英文君】 福祉課・小林、お答えします。

5ページの障がい児福祉計画に当たる部分と地域共生社会の実現に向けた取り組みとの整合性ということですか。

まず、地域共生社会の実現に向けた取り組みというのは、こちらについてはできるだけ行政だけではなく、関係機関だけでなく、地域の方全体で障がい者の支援ができるような取り組み、または先ほども申し上げましたが、障がいと高齢福祉、両方を課題として抱え持つ世帯もふえてきておりますので、そちらのほうをきちんと連携をとって解決していくというシステムの取り組みであったりもします。ですので、こちらのほうはもっと、共生社会のほうは全体的な部分ですね。

障がい児支援計画に当たるこの障がい児支援の充実の部分につきましては、あくまで障がい児福祉サービスの提供体制の確保であったり、相談体制の確保、こちらのほうを主な支援の部分としてこの計画に位置づけたものとなっております。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 奥津委員。

○福祉文教常任委員会委員【奥津勝子君】 そもそもこの第5次の障がい計画の策定に対して、第1期障がい児福祉計画ということですよ。

今、その計画をつくらなければいけないというのは、やはり18歳未満の方の障がい関係の方がふえてきているというために、あえてまたその障がい児という児ですよ、お子さんの児、その福祉計画をつくらなければいけない、今、現状になってきているという、そう理解ですか、よろしいですか。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

(三澤龍夫君「簡単でいいよ、簡単で」と呼ぶ)

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 簡単でね、わかりやすく。

○福祉課副課長兼障がい福祉係長【小林英文君】 福祉課・小林、お答えします。

確かに、委員おっしゃるようにふえてきているというところから、こちらを強化するというのが、国としての方針でもあります。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員【奥津勝子君】 はい、いいです。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 いいですか。

渡辺委員。

○福祉文教常任委員会委員【渡辺順子君】 何か時間があんまりないけど、聞きたいことがいっぱいあるんですけど、済みません、先ほど1ページで小林さんが4の計画のポイントっていうのを説明されましたよね、1から5まで、そうすると、言葉で例えば「地域における生活の維持及び継続の推進」というところを説明されたじゃないですか、入所施設から地域生活への移行とか、それが5ページのこの黒塗りのところと、ちょっとリンクしているのかなって、網掛けの表のところとリンクしているのかなっていうことはわかるんですけど、この内容的にこういうものを書いてくれないと、先ほど口でおっしゃったけれど、具体的にどういうことをやるのかなっていうのは、私たちは書きとめなきゃいけないので、ちょっとわかりにくい、非常に説明がね。

例えばですけど、地域における生活の維持及び継続の推進というのは、障がい児福祉計画の中にこれが入ってくるというわけではないんですか。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい。

○福祉課副課長兼障がい福祉係長【小林英文君】 福祉課・小林、お答えします。

地域における生活の維持及び継続の推進については、この障がい児の計画のほうではないです。障がい児のサービス、1ページの4の計画のポイントの(4)障がい児のサービスの提供体制の計画的な構築、こちらが障がい児福祉計画に該当する部分でございます。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 渡辺委員。

○福祉文教常任委員会委員【渡辺順子君】 そうすると、ここの5ページの表だと、大きいⅡの1の障がい児の支援の充実という、支援体制の整備ということになるわけですよ。

具体的にどういうことをやっていくのかなというのは、これではわからないんだけど、先ほどおっしゃった中では、提供体制、支援、保育、教育、そっちのほうでやっていきますみたいな説明だった、こういうのは今はわからないけど、もうちょっとわかりやすく具体的な取り組みを書いていただけないと、ちょっとわからないんですけど、質問のしようがないですよ。

今、それについて知りたくても、はい、ちょっとお願いします。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○福祉課副課長兼障がい福祉係長【小林英文君】 福祉課・小林、お答えします。

ちょっとそちらのほう、至らなくて申しわけありません。

こちらにつきましては、12月までにパブコメをやった後に、1月の中ごろにもう一度説明します。そのときには、こういう概要版ではなくて、きちんとした細かいことが載っている部分として示させていただきます。申しわけありませんでした。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 渡辺委員。

○福祉文教常任委員会委員【渡辺順子君】 じゃあ、そのときにまたちょっと聞くようになるのかなと思うんですけど、例えば精神障がい者が地域で暮らせるようにということになると、32年までにこれ計画立てるということで、非常に難しい、施設から出て地域で暮らしていくということは、非常に難しいことですよ。

地域の方の理解とか、いろんなものもあるし、なかなか、外国ではもう障がい者がみんな地域で暮らしてますけど、日本っていうのは、みんな入院する人が多いから全然環境が違うし、すごく難しいことだと思うんですけど、それを例えば大磯の中でそういうふうやっていこうとするときには、こういうふうにやりますみたいな具体的なものも、この32年までに決めていくというふう考えるんですか。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○福祉課副課長兼障がい福祉係長【小林英文君】 福祉課・小林、お答えします。

こちらの精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築、こちら、議員おっしゃるように地域で暮らせる仕組みづくりなんですけれども、大磯の中で全て解決できれば理想なんですけれども、やはりなかなかもっと難しい部分があって、こちらについては広域的な形で対応するというのもいいというような国の考え方も示されていますので、そちらのほう、まず関係機関との連携、そこからの地域で住んだ後に安定した生活を送るのがなかなか難しい部分があるので、その相談体制、そちらの部分を確認する取り組みを平成32年までにある程度形づくりという部分で、これから検討していくというような内容になっております。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 渡辺委員。

○福祉文教常任委員会委員【渡辺順子君】 ちょっと細かくて申しわけないんですけど、関係機関というのは、例えばどういうことですか、具体的に言うと。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○福祉課副課長兼障がい福祉係長【小林英文君】 福祉課・小林、お答えします。

当然、行政であったり、相談支援事業所、ここで言うと、大磯町の場合は委託しているのが素心会さんになります。そこと、あとは精神の場合はどうしても医療機関が関係してきますので、近隣の医療機関のドクターであったり、ケースワーカーさんに入っていただくようになるかと思えます。

今、町としてちょっと課題かなと思っているのは、町には精神科の病院がありませんので、そちらをどういうふうにするのかというのは、こちらは平塚にあります保健福祉事務所、こちらとも当然強く連携していかなければならないと思っております。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 渡辺委員。

○福祉文教常任委員会委員【渡辺順子君】 じゃあ、最後、あんまり時間ないので、2ページの障がい者の状況というのがあって、6番ですね、表がありますけど、精神障害者保健福祉手帳を取る方が、どんどんこれがすごく多くなっていくっていう、年齢的なものがどのぐらいになるのかとか、何でこれだけ人数がこの部分が多くなっていくのかっていうのが、やっぱり社会的な変化とか、そういうのがあるんでしょうか。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○福祉課副課長兼障がい福祉係長【小林英文君】 福祉課・小林、お答えします。

年齢、細かい資料を持っていません、申しわけないんですけども、年齢的には30代から50代が多いです。

多い原因というのは、やはりストレスがかかっている社会構造というのがあるかと思えますので、鬱であったり、そういうストレス性の診断名でも取られる方が多いかなという印象は持っております。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員【渡辺順子君】 もう時間がないからいいです。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 じゃあ、質疑を打ち切ります。

これも改めてまた、いわゆるパブリックコメント終了後、また細かく説明をお願いしたいと思います。

議題（3） 在宅医療・介護連携推進事業について

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 続きまして、議題（3）の「在宅医療・介護連携推進事業について」を議題といたします。

送付されておりますので、資料に基づき担当課から説明をお願いします。はい、どうぞ。

○福祉課長【植地直子君】 福祉課・植地です。

それでは、在宅医療・介護連携推進事業について御説明をさせていただきます。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 済みません、もう一度。

○福祉課長【植地直子君】 資料の1ページをごらんください。

まず、この制度の背景について御説明をさせていただきます。

まず、御高齢の方については、加齢に伴い、疾病による医療機関の受診や認知症を含め、要介護の必要性が高くなってきます。

医療と介護、両方を必要とする高齢者が住みなれた地域で生活を続けていくことができるように、地域の医療、介護の関係機関が連携して、一体的に高齢者を支援することが求められています。

このような中で、在宅医療・介護連携推進事業については、平成27年度から介護保険事業の中の地域支援事業として進められている事業となっています。

次に、2点目といたしまして、「在宅医療・介護連携とは」について、1ページの下段の図をごらんいただきながら御説明させていただきます。

まず、図の左、これまでは定期的な訪問診療を支える地域の診療所、それから急変時の診療や一時的な入院の受け入れをする病院、医療機関と連携して服薬の管理、点滴を行う訪問看護ステーション、それから排泄や入浴、食事の介護を行う介護サービス事業所、それぞれが利用者や家族の支援を行ってきました。

これを今後は図の右にありますように、在宅医療・介護連携相談支援コーディネーターによる連携構築を行いまして、それぞれの機関を連携させて切れ目のない支援を行っていくというような形で進めてまいります。

2ページをお開きください。

事業の概要についてでございます。

細かい内容につきましては、ポチで示させていただいたところになりますが、（ア）から（ク）のこの8つの事業を平成30年4月から、全国全ての市町村で取り組むこととされております。

3ページの図をごらんいただけますでしょうか。

こちらに8つの事業の具体のところがお示しされております。進め方のイメージも含めて国のほうで策定した資料になっておりますので、こちら参考にしていただければと思います。

8つの事業につきましては、項目のみお知らせいたしますと、「地域の医療・介護の資源の把握」、「在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討」、「切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築」、「在宅医療・介護関係者の情報の共有支援」、「在宅医療・介護関係者に関する相談支援」、「医療・介護関係者の研修」、「地域住民への普及啓発」、「在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携」、この8つの項目を実施するということになってございます。

この事業につきましては、平成27年度から徐々に取り組みを開始いたしまして、このところで示させております片仮名（ク）としてお示ししております「在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携」については、行政が中心となりまして、平塚保健福祉事務所や二宮町と連携を図り、医師・歯科医師・薬剤師・看護師・病院・介護保険事業所などにより、相互の取り組みの事業の確認や情報交換を行っております。

また、平成29年度、今現在ですが、4つの事業を中郡医師会に委託して実施をしております。

次に、平成29年度の実施状況でございます。

表でお示しましたように、既に5つの事業を当初から実施しておりまして、表の左、(ア)、(イ)、(カ)、(キ)、この4つの事業を医師会に委託をお願いしております。

残りの3つの事業につきましては、実施方法などを、先行して実施している市などの状況や開始に向けて調整を進めている市町の状況などを情報収集をした結果、地域の実情に合った形として実施するためには、看護師が専門職としての知識と経験を生かし、相談支援のコーディネーター役となるということが必要という考えに至りました。

そこで、中郡医師会や中郡訪問看護事業所連絡会などと協議をさせていただき、地域の医師の協力を得ながら、介護の知識を有した看護師と連携することで、病院との連携や医療的ケアの必要度が高い在宅要介護者に対する対応を進めるために、平成29年度当初の事業に追加する形で、今年度中に新たに3事業をお願いすることで調整をいたしました。

なお、平成30年度からは、さらに体制を整えた形での人員配置を行い、事業に取り組んでいく予定となっております。

今後の予定として、3つ追加するということが御説明したのが、表の右側、(ウ)、(エ)、(オ)、「切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築」、「在宅医療・介護関係者の情報の共有支援」、「在宅医療・介護関係者に関する相談支援」、この3つの事業についてを今年度追加いたします。

この事業の内容を追加するため、12月議会で補正予算を提出させていただく予定となっております。

説明については以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 奥津委員。

○福祉文教常任委員会委員【奥津勝子君】 今、植地課長にもるる伺って、最終的に平成30年の4月1日からは全ての市町村で完全実施とあります。

3ページの中にも8つの事業項目、郡市区医師会等、委託ですよ、地域の医療機関や他の団体を含むに委託することも可能でございます。

完全実施する見通しは、それだけちょっとお聞きします。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○福祉課長【植地直子君】 福祉課・植地です。

平成30年4月の完全実施に向けて、29年度、随分な回数の調整させていただいた中で実施をお願いできるということで、現時点、調整完了しております。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員【奥津勝子君】 できるんだね。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 これについても補正予算の議案として提出されます。何か確認したいことがあれば、よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 質疑を終了します。

これより入れかえがありますので、少し休憩いたします。

(奥津勝子君「暫時休憩ね」と呼ぶ)

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 暫時休憩いたします。

(午前 11時24分) 休憩

(午前 11時35分) 再開

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 休憩を閉じて再開いたします。

議題(4) 公私連携幼保連携型認定こども園に係る協定の締結について

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 議題(4)の「公私連携幼保連携型認定こども園に係る協定の締結について」を議題といたします。

送付されております資料に基づき、担当課から説明をお願い申し上げます。はい、どうぞ。

○子育て支援課保育園・幼稚園係長【田中恵子君】 子育て支援課・田中です。

それでは、公私連携幼保連携型認定こども園に係る協定の締結につきまして御説明させていただきます。

平成30年4月1日に開園を予定している私立認定こども園の件につきましては、これまで議会の皆様には幾度か御説明の機会を設けていただいております。

本日の協定締結につきましては、8月の議員全員協議会において一度御説明をいたしました。その際、福祉文教常任委員会協議会での説明を求められましたので、本日、改めて御説明をさせていただくものです。

それでは、お手元の資料に沿って説明させていただきます。

まずは、表紙部分を御確認ください。

本日の説明に当たりましては、1ページ目の公私連携幼保連携型認定こども園に係る協

定の締結についてを主に御説明させていただきますが、参考資料として4つの資料を添付させていただきます。

参考資料1は協定書の案、参考資料2は認定こども園の設置及び運営に関する基準案、参考資料3は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、通称、認定こども園法のうち、今回の協定に関連する事項が記載された第34条のみを抜粋したものととなります。

また、参考資料4は、これまでの経過と今後のスケジュールについてまとめた資料となりまして、8月の議員全員協議会資料に追加して、本日添付させていただきます。

それでは、資料の説明に入らせていただきます。

1ページ目をお開きください。

まず初めに、協定の概要になります。

本文の3行目、本協定は公私連携幼保連携型認定こども園の運営を継続的かつ安定的に行うことができる能力を有するものであると認められるものを公私連携法人として指定するために、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、認定こども園法第34条第2項の規定に基づき、協定を締結するものとなります。

この認定こども園法第34条につきましては、参考資料3として添付しております。

次に、協定書の内容について、規定事項を簡単にまとめた表を記載しております。こちらの協定書の案は参考資料1として添付しております。

表の見方につきましては、一番左の列に協定書の条番号、真ん中の列が協定書の条の見出し、一番右の列に認定こども園法第34条第2項に規定されており、協定書に定めなければならない事項を対比的に記載しております。

こちらの内容につきましては、表のところをごらんいただきたいと思います。

なお、別添として記載しております大磯町公私連携幼保連携型認定こども園の設置及び運営に関する基準につきましては、本日、参考資料2として添付しておりますが、こちら協定書の第4条第2項の中で別途定めると規定しているものとなります。

次に、協定の相手方ですが、こちらは既に昨年6月に決定している社会福祉法人恵伸会が相手となり、協定を締結することとなります。

次に、協定の締結予定日につきましては、県への届け出事務の関係で11月、今月中を予定しております。

加えて、下段の今後のスケジュールになりますが、先月10月16日から1号認定、いわゆ

る幼稚園部分の園児募集が始まり、ただいま入園願書を受け付けているところでございます。

また、2号、3号認定におきましては、保育所への入所希望になりますので、現在、子育て支援課窓口で受付を行っております。

今月中に協定を締結し、公私連携法人に社会福祉法人恵伸会を指定してまいります。

12月には法人より設置認可申請書が町へ提出され、町が県へ届け出を行うこととなります。

そして、来年の平成30年3月には県が承認し、4月に開園を迎える予定であります。

なお、今後のスケジュールにつきましては、参考資料4にも記載をしておりますが、当初予定をしておりました国からの交付金のうち、文部科学省の部分を県費補助金として受け入れる等の変更が生じたため、3月議会において予算の組み替え等に係る補正予算案を上程する予定であります。

資料に基づく担当課からの説明は以上になります。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 それでは、これより質疑に入りますが、質疑ある方。

渡辺委員。

○福祉文教常任委員会委員【渡辺順子君】 それでは、ずっとこれ全部質問していいんですか、ほかの部分も、だから参考資料とか全部いいのね。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい。

○福祉文教常任委員会委員【渡辺順子君】 そうですか。

そしたら、ちょっといろいろわかんないこと多いので、よろしくお願いします。

参考資料1の3ページの2なんですけど、「乙は、前項の規定により借り受けた土地及び譲り受けた建物等について、公私連携幼保連携型認定こども園以外の用に供してはならない。ただし、建物等について、各契約締結の日から1年以内に新たに園舎を建築する場合はこの限りでない」とあるんですけど、この意味をちょっと説明してください。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○子育て支援課保育園・幼稚園係長【田中恵子君】 子育て支援課・田中です。

こちら、まず借り受けた土地及び譲り受けた建物等につきましては、今の現在の町立国府幼稚園の部分になります。

こちら1年以内ということで、現在、園舎のほうを認定こども園のほうに新築している

ということで、この新築工事のために国府幼稚園のほうを譲り渡しておりますので、それ以外の用途に供してはならないという意味で解釈していただければと思います。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 渡辺委員。

○福祉文教常任委員会委員【渡辺順子君】 新たに園舎を建築するって、新たというのは今度新しく建てることですね、わかりました。

それじゃ、6条の立入検査というところがあるんですけども、この立入検査をするのは、町が立入検査をしてもいいという、することができるということによろしい、ほかの第三者とかっていうのは、こういう立入検査とかはするとか、しないとかということも決めることはできるんですか。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○子育て支援課保育園・幼稚園係長【田中恵子君】 子育て支援課・田中、お答えいたします。

基本的には、町が立入検査を行う実施主体となります。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 渡辺委員。

○福祉文教常任委員会委員【渡辺順子君】 それでは、参考資料の2なんですが、2の6ページについてちょっと伺います。

6ページの5の職員等についてというところの6番で、「看護師又は養護教諭を配置するように努めること」というのがある。これは置かなくてもいいということなんですか。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○子育て支援課保育園・幼稚園係長【田中恵子君】 子育て支援課・田中、お答えいたします。

こちらにつきましては、努力義務ということで配置することを求めておりますが、配置しなければいけないというものではございません。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 渡辺委員。

○福祉文教常任委員会委員【渡辺順子君】 サンキッズ大磯というのがありますよね、そこではそういうのを置いているんでしょうか。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○子育て支援課保育園・幼稚園係長【田中恵子君】 子育て支援課・田中、お答えいたします。

現在、サンキッズ大磯では看護師が1名、常勤でいらっしゃいます。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 渡辺委員。

○福祉文教常任委員会委員【渡辺順子君】 じゃあ、養護教諭というのはいないということですね。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○子育て支援課保育園・幼稚園係長【田中恵子君】 子育て支援課・田中です。

サンキッズ大磯につきましては、現在、養護教諭につきましては配置はされておられません。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 渡辺委員。

○福祉文教常任委員会委員【渡辺順子君】 そして、その次の7番なんですけれども、「栄養士又は栄養教諭の配置及び調理員を配置すること」で、「ただし、調理員については調理業務の全部を委託する場合には、置かないことができる」ということがあるんですけど、これ、具体的にどういう組織になるのでしょうか。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○子育て支援課保育園・幼稚園係長【田中恵子君】 子育て支援課・田中、お答えいたします。

現在、最初のプロポーザルのところの応募の段階ですと、こちらのサンキッズ国府にしましては、自園でこういった調理員のほうも確保するということが計画的には出ております。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 渡辺委員。

○福祉文教常任委員会委員【渡辺順子君】 じゃあ、自園で調理をするということで考えていいんですね、委託をするということではなくて、自園でやるということなので、次の7ページの(14)のところに、「食事の提供は全園児を対象として完全給食を実施する、提供する給食は当該認定こども園内で調理することを基本とする」ということで、ここを

やるということでもいいんですね。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○子育て支援課保育園・幼稚園係長【田中恵子君】 子育て支援課・田中、お答えいたします。

建設の施設整備自体もそういった計画で出ておりますし、人員配置的にもそういう計画で進めております。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 渡辺委員。

○福祉文教常任委員会委員【渡辺順子君】 次に、戻りますけど6ページの6の(3)で、「発達障がい等を含む特別な支援を必要とする子どもの受け入れ態勢」というのと、それから7ページの(5)で「支援を要する子どもの保護者への対応」、ごめんなさい、これじゃなくて、8ですよ、ごめんなさい、9ですかね。

じゃあ、ごめんなさい、まず3番の「発達障がいを含む特別な支援を必要とする子どもの受け入れ態勢」というのは、大体何名ぐらい、受け入れの範囲というのは決まっているんでしょうか。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○子育て支援課保育園・幼稚園係長【田中恵子君】 子育て支援課・田中、お答えいたします。

こちらにつきましては、要支援のお子さんということで、各年齢の配置状況にもよるかと思うんですが、こういった受け入れ体制をしていただくということも、公私連携の認定こども園のところでお願いしてはまいります。

ただ、何人というところは、やはりこれから入所判定等を行っていく中で、園児さんの状況を全体的に見た中で、お願いさせていただくようになるかと思えます。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 渡辺委員。

○福祉文教常任委員会委員【渡辺順子君】 じゃあ、これからということですよ。

それから、その7ページの(5)の「支援を要する子ども及び保護者への対応については、関係機関と連携して」とある、これ病院とかそういうことなんですか。具体的にどういうことを考えているんですか。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○子育て支援課保育園・幼稚園係長【田中恵子君】 子育て支援課・田中、お答えいたします。

こちらにつきましては、病院だけでなく、町としましては支援センターですとか児童相談所、そういったところとの関係を連携してということで進めてまいります。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 渡辺委員。

○福祉文教常任委員会委員【渡辺順子君】 それでは、その後の9番なんですけど、「サービス向上につながるその他の特別保育事業」として、「障がい児保育、休日保育、長時間の延長保育、病児・病後児保育については、可能な限り実施に努める」というのは、これは始まってみないとわからないと思うんですけれども、病児保育が、例えば受け入れるような方向でここは進めているのでしょうか。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○子育て支援課保育園・幼稚園係長【田中恵子君】 子育て支援課・田中、お答えいたします。

病児・病後児保育につきましては、やはり専用のそういったスペース的な問題もございますので、現在、当初の計画としましては、そういった整備計画にはなってございません。

ただ、こちら休日保育などにつきましても、現在、サンキッズ大磯で行っておりますが、やはり全体的な需要を見た中でお願いさせていただくようなときがありましたら、またそういった整備計画、町としましては全体計画を考えた中で進めていくことになろうかと思っております。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 渡辺委員。

○福祉文教常任委員会委員【渡辺順子君】 わかりました。

それで、この協定書なんですけど、協定書というのは議決案件ではないんですか。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○子育て支援課保育園・幼稚園係長【田中恵子君】 子育て支援課・田中、お答えいたします。

協定につきましては、結論から申し上げますと、議会の議決とならないというふうに町としましては判断いたしました。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 渡辺委員。

○福祉文教常任委員会委員【渡辺順子君】 この公私連携幼保連携型認定こども園の取り扱いについてというのが、インターネットでとったんですけど、協定書の中でこういう設備の貸し付けとか譲渡については、議会の議決を省略する等はできないというふうに書いてあるんですけど、この点はどうなんでしょうか。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○子育て支援課保育園・幼稚園係長【田中恵子君】 子育て支援課・田中、お答えいたします。

今、恐らく渡辺議員がおっしゃったところといいますのは、参考資料の3、ページ数でいきますと10ページになるかと思えます。

こちら、認定こども園法第34条第5項の規定としまして、地方自治法第96条及び第237条から238条の5までの規定の適用を妨げないとする規定がございます。

こちら議会の議決事項につきまして、地方自治法の第96条で照らし合わせてみますと、本協定は議決事項とする旨の記載は書いてはございません。

しかしながら、その本協定の第5条、参考資料の1の2ページに戻っていただきますと、こちらに土地を20年間無償で貸し付けること及び建物等は無償譲与する点につきまして、地方自治法の第96条の第6項に該当するかどうか、議決が必要かどうかという点が、今、お話された部分に該当するのではないかと思います。

こちら、地方自治法第96条の第6項の規定には、条例で定める場合を除くほかは、議会の議決事項であると明記されております。

町では、この条例で定める場合を除くほかという部分について、財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例というものを定めております。こちら、この条例の第3条及び第4条におきまして、普通財産の無償譲与、貸し付けにつきまして明文化されております。

よって、最初の部分に戻りますが、本協定の第5条で規定する土地の貸し付け及び建物の無償譲与につきまして、既に町条例で認められているものであるため、協定自体が議会の議決を必要とするものとは、町としましては判断には至りませんでした。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 渡辺委員。

○福祉文教常任委員会委員【渡辺順子君】 ちょっとわかりにくいんですけど、これはもうちょっとゆっくり考えないとわからないんで、今回は、ほかのところで、例えばこうい

うふうにやっていますよ。

サンキッズなんかはどうか、同じような条件だったと思うんですけど、そのときもそれは議決にはならなかった、そういうふうな条例で定めてあるということで、ごめんなさい、町の条例ですよ、何ていう条例だった。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○子育て支援課保育園・幼稚園係長【田中恵子君】 子育て支援課・田中、お答えいたします。

まず、町の条例名ですが、財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例になります。

それで、続きまして、サンキッズ大磯、あと町としましては民間委託というところでは、私立のこいそ幼稚園に、まず町立の小磯幼稚園が移管した際にも、同様のこちらの規定に基づきまして議決案件としていない経過がございます。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員【渡辺順子君】 わかりました。じゃあ、いいです。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 ほかにございますか。なければ質疑を終了します。

以上をもちまして、終了とさせていただきます。

議題（５） その他

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 それでは、「その他」として委員から御意見がなければ、これをもちまして福祉文教常任委員会協議会を閉会といたしますが、いかがでしょうか。

（「なし」の声あり）

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 ありませんね。

じゃあ、御苦労さまでございました。長い時間、済みません。ありがとうございます。

（午前 11時54分） 閉会
